

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

葛和田新堀線	路線名
熊谷市玉井南三丁目一番一地从先から 同市高柳字神明坪四九番一地先まで	供用開始の区間
平成三十年十一月一日 (午後二時)	供用開始の期日
平成三十年十月三十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第十一号で告示した道路区域の供用開始である。 延長三三八・二八メートル	備考